



目次	ページ
規則	
◎高知県職員の修学部分休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
高知県人事委員会規則	
◎高知県職員の修学部分休業に関する規則	1
◎高知県職員の自己啓発等休業に関する規則	1

規 則

高知県職員の修学部分休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
令和8年2月24日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第8号

高知県職員の修学部分休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県職員の修学部分休業に関する条例（令和7年高知県条例第39号）附則第1項ただし書に規定する同条例附則第2項の規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
令和8年2月24日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第9号

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）附則第1項ただし書に規定する同条例附則第2項の規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第10号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(11)の項及び別表第2の18の項中「高齢者部分休業」を「修学部分休業及び高齢者部分休業」に改める。

別表第3の2の(4)の表1の(7)の項中「高齢者部分休業」を「修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

高知県職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第1号

高知県職員の修学部分休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県職員の修学部分休業に関する条例（令和7年高知県条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業の承認の申請手続）

第2条 条例第2条第1項の規定による申請は、修学部分休業を始めようとする日の1月前までにしなければならない。

2 任命権者は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（修学部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第3条 条例第3条の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第10条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第10条及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第10条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

2 条例第3条の規定により減額する額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨

て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（修学状況に変更があった場合の届出）

第4条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 修学部分休業の承認に係る教育施設における修学を取りやめた場合

(2) 修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、又は停学にされた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、承認を受けた修学部分休業の状況に変更があった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告）

第5条 任命権者は、必要があると認めるときは、修学部分休業をしている職員に対し、修学の状況に関し報告を求めることができる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（条例の施行の日前における修学部分休業の承認の申請手続）

2 条例附則第2項の規定に基づく修学部分休業の承認の申請は、第2条第1項の規定の例により行うものとする。

高知県職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。
令和8年2月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第2号

高知県職員の自己啓発等休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、

その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第3条 条例第2条の規定による自己啓発等休業の承認の申請は、当該自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第4条 前条の規定は、条例第7条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

2 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める特別の事情は、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。

（報告に係る書類の提出）

第5条 第3条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による報告について準用する。

（退職手当の取扱い）

第6条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用する職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号。以下この条において「退職手当条例」という。）第7条第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間並びに退職手当条例第8条第1項及び第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（退職手当条例第4条第2項に規定する通勤をいう。次項第1号において同じ。）による負傷若しくは病気（以下この条において「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含

む。）により退職した場合

イ 法第28条の6第1項の規定により退職した場合（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 退職手当条例第29条の規定に該当し退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第2項第1号に掲げる場合に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2) 法第29条第1項から第3項までの規定による停職の期間

(3) 法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間

(5) 自己啓発等休業をした期間

(6) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第1条に規定する配偶者同行休業をした期間

(7) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（条例の施行の日における自己啓発等休業の承認の申請手続）

2 条例附則第2項の規定に基づく自己啓発等休業の承認の申請は、第3条第1項の規定の例により行うものとする。